

三木町告示第123号

三木町乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月28日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第39号

三木町乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱の一部を改正する要綱

三木町乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱（令和8年三木町要綱第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、町長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

次の左欄に掲げる対象世帯の区分に応じ、右欄に掲げる書類のいずれかとする。

対象世帯		書類
生活保護受給世帯		生活保護受給者証
市町村民税所得割合算額が77,101円未満である世帯		世帯員全員の所得課税証明書（住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除等が記載されているものであり、発行から3月以内のものに限る。）
要支援家庭である と町長が	ひとり親世帯	ひとり親家庭等医療証、児童扶養手当証書、保護者の戸籍謄本又は抄本（発行から3か月以内で、保護者が婚姻していないことが分かるもの。）

認めた世帯	支給対象小学校就学前子ども、保護者又は兄弟姉妹のいずれかが障害を有する世帯（在宅障害者のいる世帯に限る。）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当を受けていることを証する書類、国民年金の障害基礎年金等の証書等
	上記の他、配慮が必要な家庭と町長が認める世帯	医師の診断書又は指示書その他町長が指定する書類

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。